

## 民有林の保安林の指定

美郷町公告 第144号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 8年 8月31日

美郷町長 長 尾 拓



1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷字納間字平田  
780-1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字平田 780-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を美郷町役場及び宮崎県環境森林部自然環境課に備え置いて縦覧に供する。）